

中小企業者等

中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者を指します。

【中小企業要件表】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※以下のいずれかに該当する場合は中小企業者に含めません。(いわゆる「みなし大企業」は対象外)

ア 発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者